

○防衛省告示第二百六号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十八年十月二十日

防衛大臣 稲田 朋美

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （平成二十八年防衛省告示第四百十 一号）	平成二十八年七月一日から 同年十一月五日まで	平成二十八年十一月六日から平成 二十九年二月六日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体 試射水域	平成二十八年十月十四日か ら同月二十七日まで	平成二十八年十月二十八日から平 成二十九年一月二十七日まで

(東京都新島村地先)

(平成二十八年防衛省告示第二百三

号)